

2-3 自治会が運営する準公益施設（集会所等）

<報告基準>

以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- 1 建築物の用途が、地区集会所、公民館（社会教育法によるものを除く。）等準公益的な施設であること。
- 2 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われるものであること。
- 3 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 4 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

（開発審査会）平成11年 3月10日 第270回 （参考）指針I-7-1-(8)
平成14年 7月17日 第294回

2-4 地域経済牽引事業の用に供する施設

<提案基準>

以下の要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第11条第2項第1号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第13条第3項第1号に規定する施設であること。

（開発審査会）平成11年 3月10日 第270回 （参考）指針I-7-1-(12)
令和2年 3月18日 第390回 （令和2年5月15日施行）

<地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律>

第11条

2 土地利用調整計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として設定する区域（以下この項及び第十七条において「土地利用調整区域」という。）
- 二 土地利用調整区域において地域経済牽引事業を行おうとする者に関する次に掲げる事項
 - イ 当該地域経済牽引事業の内容
 - ロ 当該地域経済牽引事業の用に供する施設の規模
- 三 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

第13条

3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
- 二 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 地域経済牽引事業の実施に当たって、一般社団法人が第二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項
 - イ 当該一般社団法人の名称及び所在地
 - ロ 当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）
 - ハ 第二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務
- 四 地域経済牽引事業（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むものに限る。）の実施に当たっての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下この号及び第二十七条第三項において同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。第二十七条第三項において同じ。）に関する事項

第14条

2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業者が前条第四項又は第七項の承認に係る地域経済牽引事業計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。